

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出	会 長	日 永 熙	
出	副 会 長 (職務代理者)	祖父江 靖	
出	副 会 長	加 藤 勘 治	
出	副 会 長	吉 川 靖 雄	
出	委 員	服 部 多惠子	
出	委 員	荻 巢 征 夫	
出	委 員	野 口 隆	
出	委 員	藤 原 智	
出	委 員	加 藤 薫	
出	委 員	水 谷 善 一	
出	委 員	黒 田 國 昭	
出	委 員	中 野 英 孝	
欠	委 員	鈴 木 義 英	
出	委 員	濱 田 恒 雄	
出	委 員	蜂須賀 時 夫	
出	委 員	伊 藤 幹 雄	
出	委 員	服 部 勝 明	
出	委 員	横 井 博 昭	

出	役 職	氏 名	備 考
出	委 員	立 松 春 雄	
出	委 員	加 藤 清 治	
出	委 員	小 林 義 昭	
出	委 員	辻 義 則	
出	委 員	三 輪 清 博	
出	委 員	村 上 守 國	
出	委 員	野 口 ゆきゑ	
出	委 員	井 戸 田幸夫	
出	委 員	安 田 秀 樹	
出	委 員	佐 藤 武 司	
欠	委 員	古 野 正 史	
出	委 員	石 垣 謙 治	
出	委 員	野 田 峯 和	
出	委 員	堀 田 重 孝	
出	委 員	服 部 政 良	
出	委 員	植 田 秀 夫	
出	委 員	中 島 義 雄	
出	委 員	伊 藤 宗 雄	
出	委 員	古 江 寛 昭	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	鷺 野 継 久
係 長（事務担当）	渡 辺 弘 康

発言者	内 容
会長	1.平成22年7月20日、農業委員会は立田庁舎3階第一会議室に招集された。
	2.出席・欠席委員は別紙のとおり
	3.本委員会の書記は次のとおりである。 課長補佐(事務担当) 鷲野 継久
	4.協議事項は、次のとおりである。
	議案第13号 農地法第3条関係 6件
	議案第14号 農地法第4条関係 2件
	議案第15号 農地法第5条関係 8件
	決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について 2件
	決定第5号 農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の 規定による当委員会の決定について 1件
	専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 3件
	専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1件
	報 告 農地法第18条第6項の規定による通知書 2件
	報 告 農地法第5条関係取下げ願 1件
	開 会(午前9時00分)
	会長あいさつ
	本日の出席者数は35名で、定足数に達しておりますので、只今より7月定例農業委員会を開会します。
	審議に入ります前に、本日の議事録署名者を私より指名致します。
	議席番号14番 伊藤 幹雄 委員、 議席番号15番 服部 勝明 委員を指名します。
	それでは、只今より議事日程に基づき議案審議に入ります。
	議案第13号 農地法第3条関係 6件
議案第14号 農地法第4条関係 2件	
議案第15号 農地法第5条関係 8件	
決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について 2件	
決定第5号 農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の 規定による当委員会の決定について 1件	
専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 3件	
専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1件	

会長	<p>報 告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書 2 件 報 告 農地法第 5 条関係取下げ願 1 件</p> <p>事務局から議案第 1 3 号 農地法第 3 条関係 6 件についての説明をお願いします。</p>
事務局	( 議案第 1 3 号 農地法第 3 条関係 1 番 ~ 6 番説明 )
会長	只今、議案第 1 3 号についてご説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。
委員	はい。
会長	どうぞ。
委員	<p>今回、議案第 1 3 号関係につきまして 6 件申請されておりますが、その内 2 件につきましては、愛西市外の居住者が申請をされている訳でございます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 8 号に規程する通作距離については法令上具体的な基準はありませんが、愛西市農業委員会は通作距離について具体的な基準を設けておられるのかお尋ねをいたします。</p>
事務局	県の基準がございまして、それに基づいて行っております、概ね 3 0 分、1 5 キロメートルを基準にさせて頂いております。
委員	つまり、愛知県の基準が愛西市の農業委員会の基準と言う理解で宜しいですか。 そうしますと私も 1 年あまり農業委員をやらさせて頂いているのですが、1 5 キロメートル・3 0 分が、何か守られていない感じがする訳でございますので、やはり許可申請の認定基準として事務局として、その点をしっかり通作距離 1 5 キロメートルを守って頂きたいと思うのですが、その点、査定をどの様にお考えかお聞きします。
事務局	確かに委員が言われる様に微妙な方もいらっしゃいます、過去にも弥富市の方もいらっしゃいました、3 条の申請の時に通作距離 1 5 キロ・3 0 分というのを出して頂いておりますので、実際は私共もナビなどを付けて測ったり、当然現地を見に行きます、その時、自宅からどれ位か確認をさせて頂いております、今のところ私共に出てきた案件、私も昨年からのこの農業委員会に出ていますが、今のところ概ねその範囲で収まっている案件ばかりだと解釈しておりますが、宜しく申し上げます。
委員	例えば、1 号の大井地内の案件につきましても、木曽岬から大井まで 1 5 キロ・3 0 分と言うのは守られているかは、僕は疑問に思う訳で御座いますが、

	<p>要は農地法の許可基準ですね、案件の中に農地の権利等々制限の許可基準がしっかりと定まっている訳でございますので、今後要するに、農業者の適正な育成を考えた場合、やはり地元の農業団体は非常に入り作者が見える事は困っている事もありますので、その点しっかりと守って頂きたいと思えます。もし疑問が生じる案件が出て来ました場合は、会議の席上、疑問符として土俵に上げていただきたいと思います、その中で委員のご意見を頂戴しながら進めて行くべきと要望し終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>他宜しいでしょうか。 それでは、議案第13号 農地法第3条関係 6件について、賛成の方は、挙手をお願いします。      どうも有り難う御座いました。 全員賛成ですので、許可することに決定します。      続きまして、議案第14号 農地法第4条関係 2件について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(農地法第4条関係 1番～2番を説明)</p>
<p>会長</p>	<p>議案第14号について何かご質問ございますか。      宜しいでしょうか。 それでは、議案第14号 農地法第4条関係 2件について、賛成の方は、挙手をお願いします。      有り難うございました、全員賛成と言う事で県へ進達することに決定いたします。      続きまして、議案第15号 農地法第5条関係 8件について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(農地法第5条関係 1番～8番説明)</p>
<p>会長</p>	<p>只今、議案第15号についてご説明させていただきました、何かご質問ございますか。 宜しいですか。      それでは、議案第15号 農地法第5条関係 8件について賛成の方は挙手をお願いします。      有り難うございました、全員賛成と言う事で県へ進達することに決定いたします。      続きまして決定第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 1番～2番説明)</p>
<p>会長</p>	<p>決定第4号について何かご質問ございますか。      宜しいでしょうか。 それでは、決定第4号について認めさせて頂き、市へ</p>

会長	<p>答申する事と決定をさせて頂きますが、宜しいでしょうか。  (異議無しの声)  有り難うございました、全員、異議無しにて市へ答申する事に決定いたします。  続きまして、決定第5号 農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の規定による当委員会の決定について1件 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(決定第5号 農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の規定による当委員会の決定について 1件説明)</p>
会長	<p>只今、決定第5号についてご説明をさせていただきました、何かご質問ございますか。</p>
委員	<p>昭和55年法律第65号はどのような内容が分かればお聞かせ願いたい。農地利用集積化とは、強制は無いにしても農協さんが中心となって集積を一層進めると言う内容で解釈して宜しいか。</p>
事務局	<p>55年に農業経営基盤強化促進法、基本的に今回改正された訳ですが、今までは農協さん自体が農地保有合理化事業に基づいて規程を作られ、集積、貸し借りの契約等の中に入って集積を進めてみえた、今回の法改正によって保有合理化事業はありますがこの事業に付きましては愛知県の農林公社だけが行う事業となります、それでは、法の改正により農協さんは何も出来なくなるのかと言いますと、今回新たに出来た集積化事業、こちらの方で委託契約、売買、買取等を進めて、基本的には認定事業者、愛西市で170程度でございます、その認定事業者に売ったり、貸し付け等を行う事なのですが。 答えになっているか分かりませんが。 今後はこの形で、今までは縛りがございました、借り受ける者については16歳から60歳までが基本だとか、そう言ったものがございましたけど、借り受ける者を決めなくても借りる事が出来るなど、今までよりは効率良く集積化が進むと言った規程でございます。</p>
委員	<p>その様になりますと、例えばもっとJAさんに入っていて、集積化事業を進める事に努力していただく、強制は出来ないが説明会とか色々なやり方で大きな面積にして行く事か。</p>
事務局	<p>そうです、パンフレット等でオペ等がやりやすい様にもって行く、あまりにも条件が悪いものは農協さんも考えると思いますが、基本的には要望を受けて農協さんが相手を探しますよ、買受する事も出来ますよ、買受するかどうかは農協さんの判断になるのかなと思います、そういう形でどんどん集積が大きくなり大々的になると思われます。</p>
委員	<p>一つお尋ねしますが、私もハッキリとは分かっていませんが、市から農業委</p>

委員	<p>員会へ協議がなされました訳ですけれども、農業委員会として今後、どの様に事務を進められるかを教えて頂きたい。それと事業規程の内容で御座いますが、これは農協と農用地所有者との双方の関係で、事業実施地域と言うのは、対象は市街化地域のみでありますか、それと、この中に関係機関及び関係団体と連携してと言っておりますが、該当する当該地の地区の農業団体というのはどう言う役割を果たすのか、例えば、関係団体と連携してとは地区の農業団体を指しているのですか、お尋ねをします。</p>
事務局	<p>どう言った形で農業委員会に関わってくるのかと言う一番のお伺いですが、18条の利用権の設定と言う事で、次回から農業委員会の案件として上がってきます、5ページで経営基盤法第18条、先程お認めいただいた、こう言った形で上がってきます。二番に付きまして市街化調整区域・市街化区域と言う事ですが、事業の実施区域の中で、1ページの第2条で市街化を除くとなっておりますので市街化調整区域のみです。後、受ける者につきましては、4ページの第11条、11条を読ませさせていただきます、「11条朗読」となっております、よって認定農業者の方へ先ずは話があると言う形になります。</p>
委員	<p>要は要するに、今後は案件として提出されると言う事で、その都度、案件として提出され、承認をする事が目的ですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>分かりました。それと、関係団体、いわゆる地元の農業団体の関わりについてお尋ねしたかった訳ですが、今後、この様な事業がどんどん進められた場合には、各地域には当然農業団体、いわゆる農用地を適正に維持管理する為の指導的役割の有ります実行組合・耕地組合が当然あります、そうしますと入り作者、いわゆる地区外の人が増えると言う事は地域の農業団体は望んでいない訳で、と言いますのは地域は色々な決まりがあります、例えばパイプライン、農業者の水路の問題、そう言った問題、決まりがございまして、よその方が入って来るとなりますと、やはり地域全体の農業経営そのものに支障を来たす事が現に有る訳です、こう言った場合に、例えば地元の農業団体に対して事前協議等の事ですが、この規程の中に当てはまる項目が有るか無いかお尋ねしたいと思いたすが。</p>
事務局	<p>委員の言われる事は、2ページに事業実施に当たっての調整等と言う項目で、第4条で当組合が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、愛知県とか、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村、農業委員会、その他列記されております、そう言った方と十分に連絡及び調整を図るものとなっております、2項に付きましては、当組合が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地保有合理化法人が行う農地保有合理化事業、市町村が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化等のための施策と連携して行うと言う形になっ</p>

	<p>ておりますので、この事業に基づいては、入り作者がもし、なかなか出来ないと言った場合は、付近で事業を進めてみえる認定農業者にまず話があって、そちらが借受けする事となり集積が図られると思われます。</p>
委員	<p>認定農業者が請け負うとか請け負わないとそう言った事ではなくて、それ以前の問題として、何方が農用地を耕作されようと私の方は権限も無いと思いますが、要は最初にその様な事案が発生した場合において、このような計画で進めますよと地元の農業団体に事前に協議すると言う事を私は要望しておきます。</p>
会長	<p>他、宜しいでしょうか。</p>
委員	<p>今までの利用増進と変わるのではなくて、名義とかは、今だとオペ、一反 30 キロと決めがあるが、今までと同じ様になるのか、今は貸す方も色々と条件を付ける訳です、あそこの米はいやだ、あそこへ貸すと草まるけにしてしまった、個人の意見もある程度、何か問題が有ったら協議してと言われたが、ある程度貸す方の意見も尊重してあげた方が良いのではと思うのですが。</p>
事務局	<p>6 ページ賃金的なものが書かれております、読んでみますと、1 項に農地については農地法第 5 2 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定した額になっております、実際はやはり農協さんとのお話になろうかなと思われます。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>
委員	<p>いつから執行して行われるのか。</p>
事務局	<p>最終ページに附則で、行政庁の承認を受けた日から施行すると言う形になっております、私共の農業委員会の決定を受けて市が農協さんに承認し、それ以降に行われる事業でございます。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。それでは、この件について他ご意見、ご質問ありませんか。</p> <p>それでは決定第 5 号農業経営基盤強化促進法第 1 1 条の 9 第 4 項の規定による当委員会の決定について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>有り難うございました、全員賛成と言う事で当委員会として決定させていただきますので宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、専決報告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 3 件、専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 件、報告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書 2 件、報告 農地法第 5 条関係取下げ願 1 件について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1～3番説明)  (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番説明)  (報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1～2番説明)  (報告 農地法第5条関係取下げ願 1番説明)</p>
会長	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、何かご意見ございますか。</p>
委員	<p>9ページの取り下げの開発のものですが、最初に話をして申請を出されたと思いますが、それがどうして取り下げになったのか。</p>
事務局	<p>委員の言われるとおり、農地転用が出ました、当然都市計画法について許可が出ない、県は両方で調整していますので。但し、受けるのは受けれますので受けた形です、受けた時に、ここは通しますが、県の都市計画課と農政課で都市計画課の許可が下りないと農地法の許可も下りないと言う約束付けて頂いております、私共は受けざる終えませんので受けて現に協議はしましたが、やはり都市計画の認可が難しい、当時はハッキリとした回答が出て下りませんので通させていただいた案件です。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。  それでは専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。  有り難うございました、賛成多数と言う事で可決承認させていただきます。  本日、予定しておりました審議は以上を持って終了させていただきます。</p> <p>閉 会 (午前9時41分)</p> <p>平成22年7月20日</p> <p>会 長 日 永 熙</p> <p>議事録署名者  議席番号14番委員 伊 藤 幹 雄</p> <p>議事録署名者  議席番号15番委員 服 部 勝 明</p>

会長	その他
	・ 八開地区農地パトロール報告
吉川委員	・ 農地パトロール報告
事務局	・ 農地パトロール 7月26日(月)佐織地区開催 午後1時30分 佐織庁舎 第一会議室に集合 ・ 佐屋地区 8月25日(水)予定 ・ 次回農業委員会 8月20日(金)午前9時 立田庁舎3階第一会議室 ・ 本日、農業委員会だよりの編集委員会を農業委員会終了後行う。 ・ 「議案の回収について」の事務局より説明し、議案を回収する事となる。
会長	それでは、大変長時間にわたりまして慎重な審議有り難うございました。

--	--